

群馬労働局からのお知らせ（10）

1 令和7年度の留意点

（1）労災保険料率について

- 令和7年度の労災保険料率は、昨年度から変更ありません。

（2）労務費率（建設の事業）について

- 令和7年度の労務費率は、昨年度から変更ありません。

（3）雇用保険について

ア 雇用保険料率

令和7年4月1日から以下のとおり改定されました。

事業の種類	負担者	①	②	①+②
	労働者負担	事業主負担	雇用保険率	
一般の事業	5.5/1,000 (6/1,000)	9/1,000 (9.5/1,000)	14.5/1,000 (15.5/1,000)	
農林水産 清酒製造の事業	6.5/1,000 (7/1,000)	10/1,000 (10.5/1,000)	16.5/1,000 (17.5/1,000)	
建設の事業	6.5/1,000 (7/1,000)	11/1,000 (11.5/1,000)	17.5/1,000 (18.5/1,000)	

() 内は、改定前（令和6年度）の雇用保険料率

※令和6年度確定保険料額の算定に当たっては、改定前の雇用保険料率により算出し、令和7年度概算保険料額の算定に当たっては、改定後の雇用保険料率により算出することになります。

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定船員を雇用する事業については、「一般の事業」が適用されます。

2 電子申請

労働保険の年度更新申告は、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」から、電子申請として、手続きを行うことができます。電子申請であれば、ご自宅やオフィスのパソコンで24時間申告・納付することができます。是非、ご活用ください。

●厚生労働省ホームページ（労働保険関係手続の電子申請について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html



令和2年4月1日から、①資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人②相互会社③投資法人④特定目的会社の事業所における年度更新申告を含む労働保険に関する一部の手続きは、電子申請で行うことが義務化されました。

対象事業場は、今回送付した令和7年度年度更新申告書に「電子申請対象」と印書されていますので、ご確認ください。

3 年度更新申告書の作成方法のお問い合わせ先等

年度更新手続きに係るコールセンター

(電話番号) 0120-256-376 (フリーダイヤル)

(受付期間) 令和7年5月29日(木)～7月18日(金)

(受付時間) 平日 9時～17時(土・日・祝日を除く)

※IP電話、携帯電話からも利用可能。ただし、IP電話については、契約内容によって利用できない場合があります。

4 労働保険年度更新業務の外部委託のお知らせ

厚生労働省では、労働保険年度更新申告書の記載内容および提出状況の確認などの業務を民間事業者に委託しております。以下の民間事業者から電話または訪問による問い合わせをさせていただきます。

(1) 年度更新申告書の審査等業務

- ・委託事業者名：株式会社アセンサ
- ・主な問い合わせ内容：申告書の記載内容の確認

(2) 年度更新申告書の提出に係る電話督促業務

- ・委託事業者名：株式会社アイヴィジット
- ・主な問い合わせ内容：申告書の提出状況の確認

(3) 年度更新申告書の提出に係る現地督促業務

- ・委託事業者名：株式会社アイヴィジット
- ・主な問い合わせ内容：申告書の到達状況・提出状況の確認

5 一括有期事業のメリット制対象事業の労災保険率等

メリット制が適用される一括有期事業の令和6年度確定保険料の申告については、一括有期事業総括表作成に際し、「令和6年度メリット適用増減率」に基づいて計算していただくようお願いいたします。(増減率は、昨年度に通知しております「令和6年度労災保険率決定通知書」をご確認ください。)

工事ごとの労災保険率は、『労働保険 年度更新 申告書の書き方(一括有期事業用)』中の「一括有期事業メリット制適用事業場に対する労災保険率表」を参照するようお願いいたします。

各労働基準監督署の申告書の作成相談・提出先一覧

労働基準監督署	通常窓口	集合受付
高崎労働基準監督署 高崎市東町134-12 (高崎地方合同庁舎3階) ☎027-367-2314	6月2日から7月10日まで(土・日・祝日を除く)各監督署事務室において、随時、受付・相談を行います。 ※申告期限が近づきますと、窓口が大変混み合いますので、お早目に手続きいただきますようお願いいたします。 ※労働保険年度更新申告書を含む、各種届出・申請は、電子申請または郵送による提出も可能です。	※集合受付の開催は予定していません。
前橋労働基準監督署 前橋市大手町2-3-1 (前橋地方合同庁舎7階) ☎027-896-4537		
前橋労働基準監督署伊勢崎分庁舎 伊勢崎市下植木町517 《保険料の納付は出来ません》 ☎0270-25-3363		
桐生労働基準監督署 桐生市末広町13-5 (桐生地方合同庁舎1階) ☎0277-44-3523		
太田労働基準監督署 2階 太田市飯塚町104-1 ☎0276-58-9730		
沼田労働基準監督署 2階 沼田市薄根町4468-4 ☎0278-23-0323		
藤岡労働基準監督署 2階 藤岡市下栗須124-10 ☎0274-22-1418		
中之条労働基準監督署 2階 吾妻郡中之条町大字中之条町664-1 ☎0279-75-3034		

※伊勢崎分庁舎では、保険料の納付は出来ません。金融機関での納付をお願いします。

※労働保険料等の納付は、金融機関（日本銀行歳入代理店）もしくは電子納付をご利用ください。労働基準監督署および群馬労働局で納付する際は、お釣りが生じないようにご準備をお願いします（お釣りの用意はございません）。